

議案第 6 5 号

あきる野市十里木・長岳観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 0 月 1 4 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

あきる野市十里木・長岳観光施設「秋川溪谷瀬音の湯」の経営の健全化を図るため、利用料金を改定する必要がある。

あきる野市十里木・長岳観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市十里木・長岳観光施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年あきる野市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

9 0 0 円
4 5 0 円

を

1 , 0 0 0 円
5 0 0 円

に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 2 月 1 5 日から施行する。